

「牛田幸いの森合葬墓」使用規則

（目的適用）

第1条 牛田幸いの森合葬墓（以下「合葬墓」という）は、宗教法人眞光寺（広島市中区十日市町二丁目1番27号、以下「眞光寺」という）が管理、運営し、眞光寺に帰属する門徒の合葬墓としての用に供するものとする。

2 本規則は、前項の合葬墓の管理使用に関する基準を定め、その管理使用の適正を図ることを目的とする。

（管理者）

第2条 合葬墓の管理者（以下「管理者」という）は、眞光寺の代表役員（住職）とする。

（管理者の権限）

第3条 管理者は、本規則に従って、合葬墓を管理しなければならない。管理とは、合葬墓の環境整備、通路・水路の維持、トイレ・事務所等の管理及びこれらに付随する行為等をいう。

（合葬墓使用者の資格）

第4条 合葬墓の使用者は、眞光寺の門徒として帰属する者、及び眞光寺が特に使用を認めた者に限る。

（合葬墓使用の申込と承諾）

第5条 合葬墓使用を申込み者（以下「合葬墓使用者」という）は、「牛田幸いの森合葬墓使用申込書」に所定の事項を記載し、あらかじめ管理者の承諾を得て、管理者が定める合葬墓永代使用料懇志を、所定の時期に納付しなければならない。

- 2 管理者が前項の申込みを承諾し，合葬墓永代使用料懇志を査収して，遺骨の故人を眞光寺過去帳に記載する。合葬墓使用者を台帳に記載する。
- 3 納骨したことを証する納骨証明書を発行する。

(墓地使用者の義務)

第6条 合葬墓使用者は，次の各号に定めるところに従って，合葬墓を使用しなければならない。

- 1 合葬墓に焼骨を埋葬しようとするときは，あらかじめ管理者に対し，法令に基づく火葬許可証（埋葬許可書）または改葬許可証を提出し，管理者の許可を得なければならない。
- 2 墓地使用者は，遺骨の回収を求めることはできない。
- 3 墓地使用者による，合葬墓周辺の樹木の植栽および伐採は，原則としてこれを認めない。
- 4 墓地使用者は，埋葬等の儀式を行う場合は，あらかじめ管理者にその旨を申し出て，管理者の承諾を得て，儀式を執り行うものとする。
- 5 墓地使用者は，原則として，納骨した遺骨についての儀式，法要を眞光寺において執り行わなければならない。

(墓地使用の承継)

第7条 墓地使用者が死亡したとき，慣習に従って，儀式法要を主宰すべき者がその地位を承継する場合は，墓地使用权の承継者は，管理者に対し遅滞なくその旨を届け出な

ればならない。ただし、届け出がない場合は墓地使用者は不在となる。

(管理権に基づく措置)

第8条 管理者が、合葬墓につき公用収用の必要のため、または整備その他の必要のため、墓地の改装を行うときは、墓地使用者はこれを拒んではならない。

(法事)

第9条 法事は眞光寺本堂、牛田幸いの森事務所にて行うことができる。

(参拝)

第10条 合葬墓には随時お参りができるが、以下のことを守らなければならない。

- 1 火気厳禁のこと。合葬墓にはロウソクおよび線香をお供えすることはできない。煙草も禁止する。
- 2 花は供えることができる。
- 3 自然の山のため、動物・虫等に注意する。それによる事故は眞光寺は責を負わない。
- 4 山の樹木を植栽、伐採してはならない。
- 5 ゴミを放置してはならない。
- 6 夜間は入山を禁止する。

(規則の改廃)

第11条 本規則の改廃は、眞光寺責任役員会の議決を経て行う。

付則 本規則は、令和5年11月1日より施行する。